

保育士資格の法定化と保育士の課題

柏 女 霊 峰

はじめに

平成15年11月29日に保育士資格が法定化されて3年が経つ。平成18年11月29日からは、保育士の名称独占規定に違反すると罰則が適用される。保育士資格法定化の意義については保育士にも理解が進み、一部の保育士会においては倫理綱領制定なども進みつつあるが、法定化後の保育士資格の課題については未だ十分な検討、整理が行われておらず、子ども家庭福祉に関する専門職論議を展開するうえで支障をきたしている。

そこで本稿においては、こうした機会に、保育士資格の現状と今後の課題について検討することとする。まず、これまで主として保育所保育、保育士が歩んできた国家資格化の願いの道りを振り返りつつ、保育士資格法定化の内容と法定化の背景並びにその意義について整理する。続いて、保育界の発展を願いつつ、かつ、今後の子ども家庭福祉改革を通覧しつつ、保育士資格の今後の課題についても整理することとする。さらに、保育士資格の法定化を受けて、保育士の学びの重要性と保育指導技術の専門性の確立など、今後充実すべき事項について提言を行う。そして最後に、今後の課題として、保育士資格の再編成の必要性についてもその方向性を提示しつつ提言を試みることにしたい。

1. 保育士資格の法定化への道のり¹⁾

(1) 保母資格の創設と全国保母会の創設

保育士資格の前身である保母資格は、児童福祉法が完全施行される直前の昭和23年3月31日に公布された児童福祉法施行令第13条に「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい、…」として初めて規定された。

その当時は、狭義の社会福祉専門職はまったく法定化されておらず、「保母」資格も法定ではなかったとはいえ、いわば社会福祉専門職の資格としてその先頭を走ることとなった。児童福祉法が要保護児童を児童福祉施設で保育・養護することを決め、そのための専門的人材として保母が施行令に規定されたのである。こうして、昭和24年から保母養成が始まった。

(1)

その後、保育所保育母が中心となって、全国社会福祉協議会全国保育協議会のもとに昭和31年に全社協保育部会保母会（略称「全社協保母会」）が結成され、同38年10月1日付で、「保母会だより」（現在の「保育士会だより」）創刊号が発刊された。その後、全社協保母会は、全国保母会、全国保育士会と名前を変えながら確実に前進を続け、半世紀を経て今日に至っている。

(2) 保育士資格法定化への道のり

その後、全国保母会において保母の専門職化についての検討が始められる。国においても、昭和45年に中央児童福祉審議会が、保母の資格について免許制とする検討が必要との意見具申を行っている。特に、昭和46年にいわゆる社会福祉士法案（旧法案）が発表されると、保母会に保育制度研究会が再発足し、さかんに学習会が行われ、全社協保母会としての意見も提出されている（「全社協保母会だより」第30号）。

その後、昭和49年に免許法としての保母・保育士免許法試案が作成され、昭和50年代半ばまで検討が続けられることとなる。「保母会だより」第61号（昭和55年1月15日）では、当時の竹内厚生省児童家庭局長の「政府提案を検討したい」との談話が一面を飾り、また、第65号（昭和56年1月15日）には、保育者の免許に関する法案要綱（案）も提案・紹介されている。しかし、結局保育士資格は法定化されず、昭和62年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定・公布され、保育士資格はその後塵を拝することになってしまうのである。

こうして保母資格の法定化は頓挫するのであるが、保母資格は、この間、男性にも道が開かれ、また、男性保育者の行政苦情に対する総務庁行政監察局のあっせんを受けてジェンダー的な表現を改めた名称の改正が実現することとなり、児童福祉法施行令の改正により、平成11年度から「保育士」と名称が統一された。そして、その後、政府の規制緩和という大きな流れやいわゆるベビーホテルにおける保育士資格詐称、子どもの虐待死事件、次世代育成支援施策の動向などを契機として保育士に対する社会的要請が高まり、急遽、保育士資格の法定化が課題として浮かび上がってくることとなったのである。

2. 保育士資格の概要

(1) 保育士資格の法定化

保育士資格は、平成13年11月30日、第153回臨時国会において議員提案された児童福祉法の一部を改正する法律が制定・公布されることによって法定化された。そして、本法が施行された平成15年11月29日から、新しい保育士資格に基づいて業務が進められている。

法定化された保育士の業務は、児童福祉法第18条の4に以下のように規定されている。すなわち、「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、

専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」である。

これによると、保育士とは、「保育士の登録証を有しⁱⁱ、自ら保育士と名乗って、あるいは最低基準上の保育士とカウントされて、子どもに対する保育業務と保護者に対する保育指導業務を専門的に行うことによって対価を得ているプロ」ⁱⁱⁱということになる。これまでと比べ、児童福祉施設という働く場所の規定は削除されている。つまり、働く場所を問わず、保育と保育指導のプロを保育士と呼ぶこととしたのである。

(2) 保育士資格の内容

保育士資格は、児童福祉法に規定される名称独占資格である。業務としては、「児童の保育」と「児童の保護者に対する保育に関する指導」^{iv}の2つ（児童福祉法第18条の4）が規定されている。法定化により、保育士の権利と義務も生じた。権利としては、保育士の登録をした人しか保育士と名乗ってはならないという名称独占（法第18条の23）が挙げられる。

名称独占とは、サービスの利用者を保護する観点から、ある一定の技能を有している者を国家が証明し、その証明を受けた者のみに特定の名称の使用を認めることをいう。すなわち、保育という行為は誰が行ってもよいが、プロの保育と素人の保育とは質が異なり、それを利用者や第三者が見分けられるようにすることが名称独占の意義であるといえる。保育士でない者が保育士を名乗ることは罰則の対象となる。これは、保育士資格法定化によって保育士が得た最大の権利ということになる。

これにともない、法定化された義務は3つある。第一が、知り得た個人の秘密を守るという守秘義務（法第18条の22）であり、第二が、信用失墜行為の禁止（法第18条の21）である。守秘義務違反には罰則が適用され、また、登録の取消しや保育士の名称使用の制限等の行政処分も行われる。

信用失墜行為の禁止とは「保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。」というものであり、具体的には犯罪行為や守秘義務違反、体罰行為などが挙げられる。この違反に該当すると判断されると、保育士としての登録が取り消されたり、一定期間、保育士の名称を使用することができなくなる処分が知事により下される。

第3は、新規に保育士の業務とされた保育指導業務に関する自己研鑽の努力義務規定である。保育士資格の法定化と同時に新設された児童福祉法第48条の3第2項は、保育指導に関する自己研鑽の必要性について、「保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」と規定している。

専門職として社会から認知されるということは、社会的に重い責任が課せられることでも

ある。

3. 保育士資格法定化の意義

(1) これまでの資格との違い

新しい保育士資格における保育士の業務をこれまでの業務と比較すると、大きく3点の違いを指摘することができる。

その第一は、「児童福祉施設」という働く場所の規定が削除されたことである。保育士に、施設だけでなく地域社会で幅広く保育を行ってほしいとの願いが背景にある。第二は、国家が保育士を保育技能のプロとして認定し、名称独占の権利と守秘義務、信用失墜行為の禁止、自己研鑽の努力などの義務を与えたことである。そのようにしないと、地域で保育を行うためには利用者の安心を得ることができないからである。

そして第三に、保育士の援助対象を子どもと保護者とし、保護者に対する保育指導をその重要な業務として規定したことである。地域では保護者が子どもを養育しており、その保護者の養育を応援することによって、結果的に子どもの保育をよりよいものにしていこうとの意図が込められているのである。

すなわち、歴史的には施設で子どもの保育を行う専門職として出発した保育士に、より幅広い場所^vで、プロとして、親と子を対象とした専門的な業務を展開してほしいという社会の要請が、保育士資格の法定化に結びついたといつてよい。

(2) 保育士資格法定化の背景と意義

保育士資格法定化の背景には、社会の進展とともに親族や地域社会の互助が崩壊へと向かい、それにもなつて家庭や地域における子育て・子育てが閉塞的な状況になってきたことが挙げられる。その結果、少子化の進展や子ども虐待の増加、凶悪少年事件の増加といった社会状況が生み出され、地域における子どもの安全・安心の確保も大きな社会問題となってきたのである。つまり、施設よりも家庭や地域社会そのものの子どもの育ちや子育てが課題となってきたのである。

ところが、戦後まもなく成立した児童福祉法は、子育ては地域社会の互助によって行われることを前提としており、それができない場合に子どもを家庭や地域社会から切り離し、児童福祉施設で保育を行うことによってその福祉を図ることを目的としていた。そして、その児童福祉施設で児童の保育に従事する一定の勉強をした女性を「保母」と名づけ、養成を始めたのである。それが現在の保育士資格の誕生であった。したがって、保育士資格創設当初の保育士の業務は、家庭や地域で育てられない子どもを児童福祉施設で育てることとされていたのである。つまり、施設保育士が唯一の保育士だったわけである。

ところが、前述のように、家庭や地域の子育てが危機的な状況となったために、保育士資格を法定化して保育士を施設から解き放ち、その業務を大きく子どもに対する「保育」と保護者に対する「保育指導」の2つとしたのである。すなわち、保育士の業務は、社会の変容を受けて、施設の子どもに対する保育から、すべての子どもと保護者に対する子育て・子育ての支援へと広がりを見せてきたといえるのである。

4. 保育士資格の特徴と今後の課題

ところで、保育士資格は他の資格と比較して、いくつかの特徴を持っている。それは、専門職としての保育士資格保有者が克服すべき今後の課題とも重なってくる。以下、それらの課題について簡潔に提示することとする。なお、政府においても、全国保育士養成協議会大嶋常務理事を主任研究者とする保育士資格の今後のあり方に関する調査研究を厚生労働科学研究として補助しており、今後、これらの課題克服に向けた検討が開始されることを期待したい。

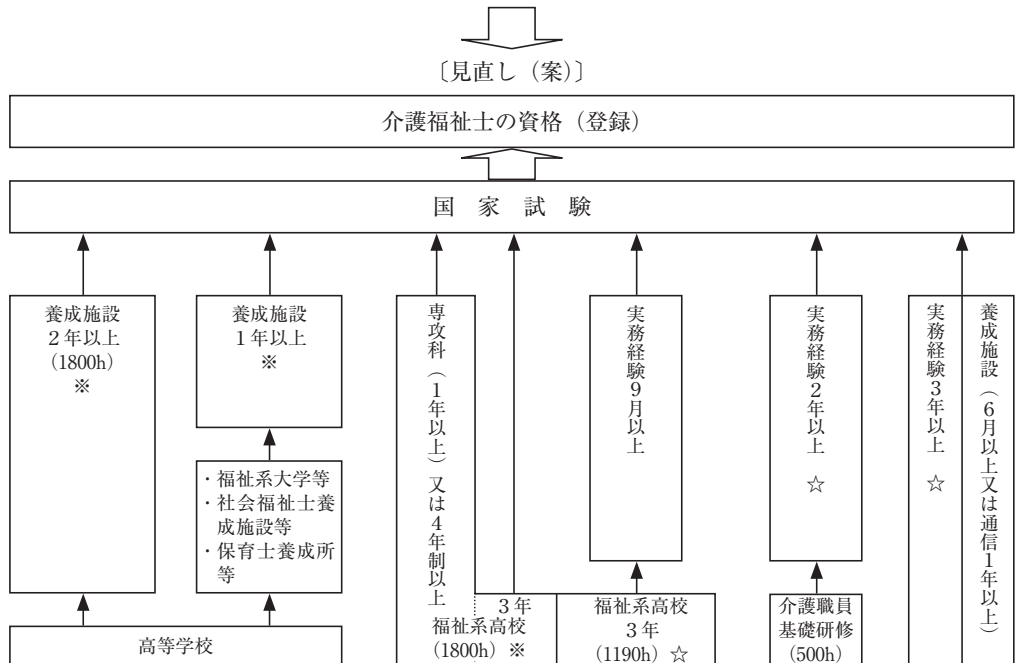
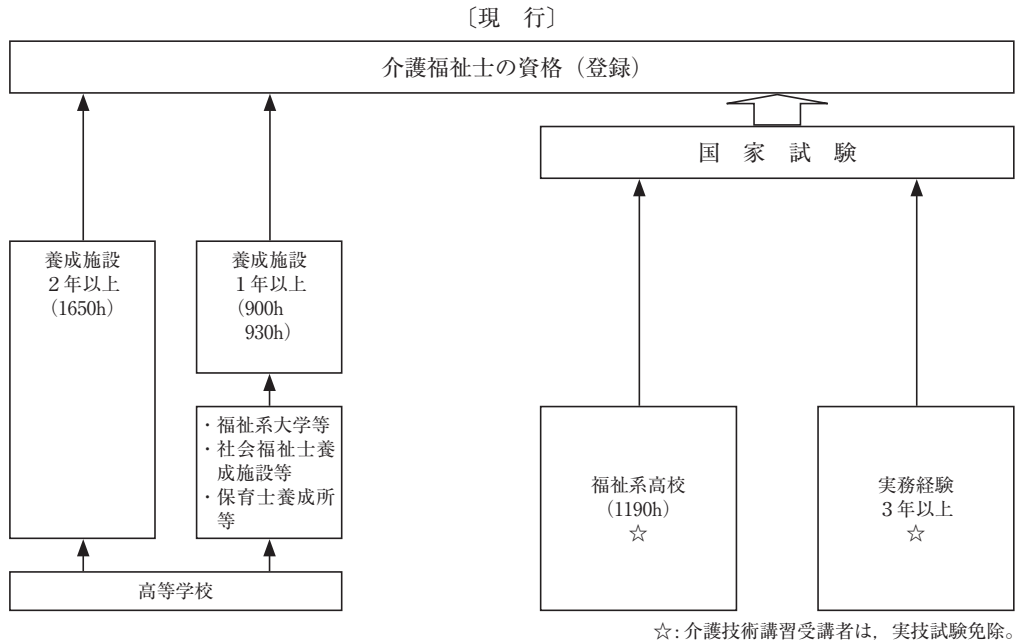
(1) 国家試験免除

まずその第一は、国家試験が免除されているということである。およそ国家資格という場合には、そのほとんどが国家試験に合格した者に対して与えられるのが普通である。養成施設や養成校で所定の単位を取得することで資格が得られ、国家試験が免除されている保健・医療・福祉関係資格の代表的なものとしては、保育士のほかに介護福祉士がある。つまり、福祉関係のケアワーカーのみが国家試験を免除されているのである。

この間、介護福祉士資格については、社会の要請を受けるかたちで介護福祉士の質の向上に向けた養成改革の検討が政府の検討会において進められ、平成18年7月5日に養成校卒業後に国家試験を課すことが提言^{vi}されている。つまり、介護福祉士をめざすすべての者が、「一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る。」ことが提言されているのである。これは、図-1のように整理されている。

なお、現在、保育士養成に関する総務省勧告を受けて、保育士養成校、養成施設については、厚生労働省によって、授業回数の確保や学生の出欠の確認と欠席者に対する課題の付与など養成教育に関する介入が強化されている。しかし、それらは、本来、各養成校、養成施設が自主的に判断すべき事項であり、通常であれば、国家試験合格率に係る学校間競争により是正されるべき事項である。これも、保育士養成が国家試験化されていないデメリットの一つと考えられる。

介護福祉士の場合は、利用者も声を上げることができ、その質の向上を整備する応援団としての機能を果たすことができた。しかし、保育士の質の向上に向けて、子ども達は声を上



☆: 介護技術講習受講者は、実技試験免除。

※: 一定以上の養成プロセスを得たものは、実技試験を課さない。

出典: 介護福祉士のあり方およびその養成プロセス等の見直し等に関する検討会『これからの介護を支える人材について ― 新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて』2006.7.5

図－1 介護福祉士の資格取得方法見直し案のイメージ

げることができない。保育士資格も、その質の確保と専門性の向上のため、今後は、国家試験の導入に向けて歩みを始めることが必要であるが、その道のりには多くの困難が横たわっているといえるであろう。

なお、その場合には、養成課程や資格のあり方の検討、たとえば3年制養成システムの導入や、たとえば栄養士に対する管理栄養士など4年制大学等において養成する新たな上乘せ資格を検討することも必要とされるであろう。後述するとおり、保育士養成のあり方について、抜本的な検討も必要であろう。

(2) 独自の資格法

第二は、独自の資格法を持たないということである。およそ専門職は、ほとんどの場合、自らの資格の名称がついた法律を持ち、その冒頭に当該専門職の業務が記載されている。

保育士資格は、いわゆるベビーホテルの規制、情報開示の強化を主目的とする平成13年の改正児童福祉法のなかに急遽盛り込まれたため、保育士資格関係の規定が第18条の4という半端な条文から開始されている。このことは、保育士の職業的アイデンティティを損なうこととなるとともに、活動の範囲が子ども家庭福祉分野に限定されがちという結果を生むこととなる。保育士の活動範囲は、社会の要請とともにますます広げられていかなければならない。

今後は、たとえば、社会福祉士及び介護福祉士法を活用して「社会福祉士及び介護福祉士並びに保育士法」とするなどして、自らの資格の名称がついた独自の資格法を持つことが課題とされる。それが、幅広い活躍をしていく基盤となるのである。

(3) 専門職団体

第三は、独自の専門職団体を持たないということである。保育士はこれまで、内実は専門職としての力量を有していたが制度上は専門職とされていなかったため、独自の専門職団体を持っていない。全国保育士会（会員数17.5万人（平成17年4月現在））という保育所に集う保育士、保育者の全国団体その他国立病院機構保育士会等種別ごとの保育士団体はいくつみられるが、今後は、さまざまところで活躍する保育士が集まるどこからも独立した専門職としての団体が創られ、専門性向上のための研修や各種社会的活動等を展開していくことが必要とされる。

(4) 国、都道府県行政における保育士担当セクションの明確化と保育士の配置

第四として、保育士の所管官庁である厚生労働省や保育士養成を掌る都道府県、市町村といった行政部局に、専門職としての保育士の養成、研修、質の向上等に係るセクションを明

確化し、そこに専門職としての保育士をたとえば専門官等として配置していくことが必要である。

現在、厚生労働省において保育士養成を所管しているのは、保育士養成校・施設を所管している雇用均等・児童家庭局保育課であるが、ここは同時に保育行政を所管しているため、質の向上対策等が保育所保育士に限定されがちである。また、保育課には保育指導専門官が配置されているが、歴代、保育士資格保持者ではない。その結果、厚生労働省本省には「保育士」が一人も配置されていないという事態が続いている。こうした事態^{vii}も解消していかなければならない。

(5) 保育士の実態把握

上記の課題とも関連するが、現在、国においては、各種現場で活躍する保育士の人数等の実態が把握されていない。社会福祉施設に従事する保育士数は社会福祉施設調査により毎年把握されているが、たとえば、医療施設に関する統計の一つである医療施設静態調査においては、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士は把握されているが、保育士はその対象とされていない。そのため、病棟保育士や病児・病後児保育等に従事する保育士の実態の把握がなされないままとなっている。認可外保育施設その他さまざまな場で活躍する保育士を含めた実数、実態の把握も必要とされる。

(6) 専門性の確立

第六は、「保育」、「保育指導」に関する専門性の確立という課題である。保育士は、「保育」については、これまでの蓄積により他の分野にひけを取らない専門性を確立してきているといえる。しかしながら、それらは、残念ながら社会に十分浸透しているとはいえない状況である。それは「保育」という生活を総合的に支援する専門性の特性でもあるが、「保育学」そのものが、未だ成熟していないという側面も無視できないと思われる。

また、新たな業務として規定された「保護者に対する保育に関する指導」業務については、これまで、子育て支援や保育に付随する業務として扱われ、独自の専門性を確立しないまま今日に至っている。

ソーシャルワーカーが行うソーシャルワークではなく、臨床心理士の専門性であるカウンセリングとも異なる独自の専門性を有する業務として「保育指導」を規定し、確立していくことが必要とされる。それは、たとえば「保育指導法」や「保育指導技術」ともいべき保育士の専門性であり、保育士に固有の援助技術ということになる。

今後は、カウンセリングやソーシャルワークの知識・技術にも学びつつ、保育指導技術、保育指導法の体系化や修得プログラムの開発に取り組んでいくことが必要とされる。さらに

例えば、カウンセラーやソーシャルワーカーが子どもや保護者の支援を効果的に行っていくことができるよう、それぞれの養成課程に、たとえば保育原理や養護原理などの科目を導入するように求めるソーシャルアクションを展開することも必要とされる。そして、いずれは、保育士養成課程に「保育指導原理」や「保育指導技術論」、「保育指導技術演習」といった科目が盛り込まれ、保育士資格を有する教員が教授していくことが必要となる。そうすることによって初めて、保育士の専門性の確立が図られていくのである。

(7) 子ども家庭福祉専門職の再構築と保育士

最後に、保育職の再構築の必要性を挙げておきたい。筆者は、近年の子ども家庭福祉問題や子ども家庭福祉の今後の方向性を考慮した場合、子ども家庭福祉専門職について、現在の保育士資格を再構築し、たとえば、就学前児童の集団ないしは個別の保育を行う就学前保育士^Ⅷ（幼稚園教諭と保育士とを統合）、被虐待児童や障害児童のケアや療育に当たる養育（療育）福祉士、親子のより良い生活のために子育てケアプランなどの作成を行う子育て支援専門員の3つに分化・再構築していくこと（案1：図-2）が必要ではないかと考えている。

また、別の考え方として、図-3のような再構築（案2）も考えられる。すなわち、基礎資格としての保育士の上に、「就学前保育」、「養護」、「療育」、「医療」、「子育て支援」といった付加的な課程を置いて実質3年課程以上とし、保育士の専門分化を図るという方法も検討に値するであろう。いずれにしても、こうした検討を幅広く行っていくことが必要である。



図-2 保育士資格の再構築案1

就学前保育	養護	療育	医療	子育て支援
保育士基礎資格				

図-3 保育士資格の再構築案2

5. 保育士としての学び

「保育士の業務は多忙、かつ、ストレスも高いが、やりがいがある。また、その業務に比べ専門性の認知度が低く、待遇も十分ではない。」これが、一般的な保育士の自己評価であろう。専門職の専門性は、大きく以下の4点から構成されると考えられる。第一は、専門的知識と技術が体系化されているということである。第二は、その業務に専門的技術的裁量性

があるということである。そして第三に、当該専門性に対する社会的意義の自覚、すなわちミッション性があるということである。そして、最後に、利用者の声を代弁する機能、すなわち代弁性を有するという点である。ここでは、主として、第一の点を念頭において考察を進めたい。

(1) 保育士の自己研鑽

保育士資格の法定化を受け、保育士には、より一層の学び、自己研鑽が求められてくることとなる。それは、まず、前述した保育指導技術の獲得に現れてくる。

前述したとおり、児童福祉法第48条の3第2項は、保育指導に関する自己研鑽の必要性について、「保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」と規定している。なお、本条文は、保育所の子育て支援業務を規定する第1項を受ける形で規定されたためその対象を保育所保育士に限定しているが、実質的には、その対象は全児童福祉施設の保育士と考えてよいであろう。

ここでは、主語が保育士になっていることに注目することが必要とされる。つまり、これまでの養成課程で学ぶ機会がなかった保育指導業務に関しては、プロとして自ら努力して学ぶべきという、自己研鑽を推奨する規定となっているのである。むろん、法律に規定されたということは、自己研鑽を可能とする研修等の機会を国や地方公共団体も提供していくことが想定されているが、学ぶ主体はあくまで保育士となっていることに留意が必要である。自分の時間と自分のお金を使って自分の知識・技術の向上を図る、それこそがプロとしての努力といえるのである。

また、平成17年4月に新設された児童福祉施設最低基準第7条の2にも、施設職員（保育士が含まれる。）の自己研鑽の努力義務が規定されている。さらに、同条第2項には、こうした保育士の自己研鑽の努力を施設自体が推奨しなければならないことも規定されている。自己研鑽とそれを側面的に支援する体制の強化が図られているのである。自己研鑽と研修の受講、すなわち、後述する全国保育士会倫理綱領の条文8に規定されている「研修と自己研鑽による自らの向上」は、保育士のプロとしての証しであるといえる。常に、先行する保育実践や研究の成果に学び、また、自己の保育実践を言語化していくことを怠ってはならない。

全国保育所保育士・者の集まりである全国保育士会では、昨年度から保育士の経験年数や職階に基づく研修の体系化についての検討を進めている。こうした体系化を進めるとともに、今後は、それらの研修受講の義務化やポイント制導入なども検討されてよい。

なお、こうした保育士の自己研鑽の規定は児童福祉法や児童福祉施設最低基準に規定している限り、普遍性を持ちにくいものとなる。事実、これらの規定は児童福祉施設に限定され

ている。こうしたことに鑑みると、将来的には、やはり前述したとおり、独立した保育士法の制定が必要とされる。

(2) 保育指導技術を学ぶ

ところで、保育士が保育士の二大業務のうちの一つである保育指導業務を行っていくためには、どのような学習が必要とされているのであろうか。本来は、保育指導原理¹⁹や保育指導技術論を確立したうえでそれを専門的に学ぶことが必要とされるが、それがまだ未確立な現状においては、まずは、従来からの保育に関する学習の充実に加え、新保育士養成課程で導入が図られた家族援助や社会福祉援助技術に関する知識・技術の習得が必要とされる。

厚生労働省が保育士養成校等に通知している標準シラバス（授業計画）は、家族援助論の目標について、「保育所のもつ「子育て支援」を重要な社会的役割として理解し、児童・親を含めた家族が保育の対象であることを理解させる」ことをその一つに挙げている。つまり、家族についての福祉的理解が挙げられているのである。

また、同様に、社会福祉援助技術（演習）においては、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワーク、ケースマネジメント等の社会福祉援助技術の知識、技術の学習が挙げられている。これを演習形態で進めることとなり、実際には、事例検討やソーシャルワーク面接のロールプレイング（役割演技）等が行われることとなる。こうした知識・技術の習得は、社会福祉基礎構造改革にともない導入された苦情の受付や解決のためにも必須となるであろう。したがって、まずは、こうした知識・技術の習得と保育・保育指導場面における適用が必要とされているとあってよい。

6. 保育技術を学ぶ～受信型の実技研修の必要性

(1) 保育技術の類型化

ここで、保育士が有しているべき技術を大ざっぱに体系化すると、大きく保育と保育指導の2つに分けられる。そして、そのそれぞれに受信型と発信型とがあると考えられ、結果的には大きく図-4の4つの技術に分けることができる。ここで受信型とは、子どもや親の感情や行動を受け止める技術である。発信型とは、子どもや親の感情や行動に働きかける技術

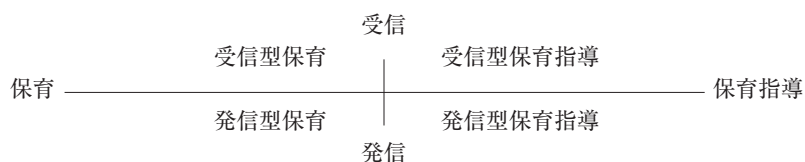


図-4 保育者の技術

である。これを図示したものが図4である。

このように整理すると、保育士が有しているべき知識と技術の体系は、次の4つに分類できる。まず、「受信型保育技術」とは、保育場面における子どもの感情や行動の意味に気がつき、あるいは気を配り、それをそのまま受け止め、受け入れることによって子どもの成長、発達を促していく技術とすることができる。たとえば、嘔み付き行為を行った子どもの行動の意味を探り、その子どもの感情を理解しようと努める姿勢や技術等がそれにあたる。また、「発信型保育技術」とは、構造化されたあるいは自由な保育環境のなかで子どもに意図的に働きかけ、子どもの成長、発達を促していく技術とすることができる。たとえば、構造化された場面における発信型保育技術として、各種の表現遊びや絵本の読み聞かせ、パネルシアターなどがそれに該当する。個々の子どもに対する積極的、意図的な働きかけも、これに該当する。

続いて「受信型保育指導技術」とは、保護者の子育てに関する感情や行動の意味に気がつき、あるいは気を配り、それをそのまま受け止め、受け入れることによって、保護者の子育てを支える技術をいう。保護者の保育に関する意見や要望、子育ての孤立化に悩む保護者の声に耳を傾ける技術などがそれに該当する。これに対して「発信型保育指導技術」は、保護者の子育てに関する感情や行為に意図的に働きかけることによって、保護者の子育てを支援する技術といえる。たとえば、子育て講座などでの講話や保護者と子どもとの仲立ちをして親子の遊びを展開していく技術などがそれに該当する。

(2) 受信型保育技術、保育指導技術を学ぶ

保育実技研修や学習においては、こうした技術分野が万遍なく組み込まれていることが必要である。しかし、さまざまな研修会で行われる技術研修等で中心的に実施されている実技や演習を見渡すと、「発信型保育技術」に関する保育実技、それも就学前保育に関する表現活動としての保育実技が圧倒的に多いようである。その大切さを否定するつもりはないが、保育士の技術研修の場合には、「受信型保育技術」の研修や「保育指導技術」に関する受信型・発信型実技研修がバランスよく組み込まれることが重要である。特に、このような時代には、子どもたちの心を汲み取るための受信型保育技術の実技、保護者の心を受け止め、働きかけるための保育指導技術の実技研修がもっと企画されてもよいと思われる。なお、こうした点も保育士養成カリキュラムが就学前保育に偏っていることの表れの一つと考えられ、抜本的な検討が必要とされる。

7. 専門職倫理を学ぶ

続いて、対人援助の専門職としての倫理を学ぶ必要性について提言したい。

(1) 対人援助専門職と倫理綱領

保育士等の対人援助の専門職は、その行為が利用者の人権や人としての尊厳、生命並びに発達などに大きな影響を与えるため、専門職としての倫理を学ぶことは必須のことといえる。事実、ほとんどの対人援助専門職が専門職団体をつくり、また、法定化された倫理以外の事項も含めた独自の倫理綱領を定めている。

こうした倫理綱領は、それぞれの専門職がもっとも大切にしている価値を実現するための具体的行動指標・規範であるといえる。それは、それぞれの専門職における価値と規範の共通理解を図るものであると同時に、利用者や連携する他の専門職、一般市民などに対する役割の提示や宣言という意味ももっている。

このことを受け、全国の保育所保育士（者）の集まりである全国保育士会は、平成15年3月に全国保育士会倫理綱領を採択した（図-5）。この倫理綱領を、全国保育協議会がいわゆる保育所の倫理綱領として採択し、保育所に働くすべての職員（保育者）の綱領としたことも、特筆に値する。全国保育士会倫理綱領は、保育士（者）が行う援助の共通原理、行動指標を示すものといえ、それは内部の規範であると同時に、外部に対する専門職としての決意表明でもあるのである。

(2) 全国保育士会倫理綱領の内容

全国保育士会倫理綱領は、前文と8か条から成っている。まず、前文では、すべての子どもの受動的権利と能動的権利を認め、子どもが自ら育つ力を支え、保護者の子育てを支え、さらに、子育ての唯一の専門職として、そこからみえてくることを社会に対して発信し、子どもと子育てにやさしい社会を創りあげることを高らかに謳いあげている。ここでは、保育者の専門性を「支える」というキーワードで表現している。そして、続く8か条において、保育者の社会的使命と責務を簡潔に提示している。

まず条文1は、保育者がもっとも依拠すべき行動原理は「子どもの最善の利益」の尊重であることを表現している。条文2から4は、対人援助の専門職である保育者の「利用者に対する倫理」を表現している。条文2は子どもと関わる際の原理であり、それは「子どもの発達保障」であることを示している。

条文3は保護者と関わる際の原理であり、それは「協力関係」、すなわち保護者とのパートナーシップであることが示される。そして条文4は、その両者を支援する際の根源的倫理として、プライバシーの尊重、すなわち、保育を通して知り得た個人の秘密の守秘と個人情報保護の保護を謳っているのである。

続いて条文5は、所属機関（この場合は保育所となる。）における業務改善のための努力を表現している。それは、職場内のチームワークと外部とのネットワークを図る姿勢、自己

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

[子どもの最善の利益の尊重]

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

[子どもの発達保障]

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

[保護者との協力]

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

[プライバシーの保護]

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

[チームワークと自己評価]

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

[利用者の代弁]

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

[地域の子育て支援]

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

[専門職としての責務]

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

出典：柏女霊峰監修・全国保育士会編『全国保育士会倫理綱領ガイドブック』全国社会福祉協議会 2004

図－5 全国保育士会倫理綱領

点検・自己評価に基づいて業務の改善に努力する姿勢として示される。

条文6と7は、社会との関係に関する倫理を表現している。条文6は、保育を通して理解された子どもと親のニーズを、社会に対して代弁していくことを求めている。そのうえで、行政や地域社会に働きかけていくことを表現している。条文7は、地域のネットワークによって子育て家庭に対する支援を進め、子どもと子育てにやさしい地域社会づくりに貢献することを誓っている。

最後の条文8は、文字どおり専門職としての責務を表現している。それは、条文1から条文7までに示されている社会的使命・責務を誠実に果たしていくこと、そのための自己研鑽に励むことによって果たされるのである。

全体を通じ、簡潔な表現のなかにも専門職としての厳しい自覚と守るべき倫理が示されているといえる。と同時に、保育や保育指導の原理も簡潔に表現されているのである。今後、この倫理綱領が全国の保育士の理解と合意を得、目の前の子どもたちや保護者との日々の関わりにおいて、重要な行動指標となっていくことが必要とされるでしょう。

(3) 倫理綱領を実践に生かすために

どのような立派な倫理綱領があっても、それが空文化してしまってはなんにもならない。倫理綱領が採択された次の課題は、この倫理綱領を実践に生かしていくことである。そのためには、保育士一人ひとりが倫理綱領の内容を実践に落とし込んでいく作業が必要とされる。

全国保育士会では全国保育士会倫理綱領ガイドブックを作成し、各条文の内容について詳しく解説するとともに、現場経験豊かな保育者が、倫理綱領のそれぞれの条文について実践事例を挙げながら考察を進めている。各条文の解説を熟読した後、「もし自分がそれぞれの事例の場面に遭遇したら・・・」という視点で各事例を読み、自らの保育観を確認していくことが必要とされる。日々の保育や保護者との関わりにおいて生かされてこそ、倫理綱領は地に足のついたものとして定着していくこととなる。

また、倫理綱領が、利用者に周知されていくことも必要である。保育所の玄関などに、それぞれの保育所の運営理念とともに、全国保育士会倫理綱領が高らかに掲げられることが必要である。倫理綱領が利用者にも周知され、また、個々の保育士の保育実践に落とし込まれることを通じて子どもの育ち、子育てが保障され、子どもと子育て、いのちを育む営みをしっかりと評価し、大切に社会づくりが進んでいくことを願いたい。

8. 終わりに

保育士資格の課題としては、このほか、たとえば医療の現場で働く保育士の場合には診療

報酬上の保育技術の位置づけの向上その他保育士としての待遇の向上も必要とされる。また、専門職としての生涯学習の体系化も欠かせない。

こうした課題は、その解決や充実が天から降ってくるわけではない。保育士一人ひとりの自覚と積極的参加が欠かせない。そのため、働く場所を横断する保育士の専門職団体の結成とソーシャルアクションの展開が欠かせないものとなる。目の前の子どもと保護者のために精いっぱい働くために、全国の多くの同じ思いの保育士同士がつながっていくことが必要とされているのである。

附記 本稿は、柏女霊峰「保育士資格の今までとこれから」全国保育士会編『全国保育士会50年史－未来へのとびら－』全国社会福祉協議会・全国保育士会 2006 をもとに、その後の知見に基づく考察を加えて再構成したものである。また、本稿の提出は2006年11月末日であるが、その後、介護福祉士資格のあり方について社会保障審議会福祉部会による検討を経て法改正が予定されており、また、12月には保育所保育指針改定のための検討会が設置されるなど事態の進展がみられている。

註

ⁱ 保育士資格の歴史的検討についてはいくつかの文献があるが、ここでは、全国保育士会関係資料（全国保母会編『保母会だより 縮刷版 1963.10.1－1987.3.20』全国保母会 1987 及び全国保育士会編『保育士会だより 101号－200号縮刷版』全国社会福祉協議会・全国保育協議会 2005）を中心に使用することとする。なお、保育士を含む保育者養成課程の歴史的変遷に関するまとめと考察については、全国保育士養成協議会編『保育士養成資料集』第44号 2006.5.27 が貴重である。

ⁱⁱ 平成18年11月30日現在、保育士登録者数は約76万1,239人となっている（登録事務処理センター調べ）。

ⁱⁱⁱ この法律にいうプロとしての保育士の数については不明であるが、平成16年10月1日現在の全国社会福祉施設等調査報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、全国の社会福祉施設に従事する保育士数（常勤換算値）は、約31万4千人である。したがって、実際にはかなり多くの保育士がプロとして活躍していることになる。

^{iv} 筆者はこの業務を「保育指導」業務と呼んでいる。栄養士の行う指導が栄養指導、保健師の行う指導が保健指導と呼ばれていることに倣ったものである。「指導」は行政用語であり実態からみて適切ではなく、今後、適切な用語が定着していくことが望まれる。

^v たとえば、認可外保育施設や医療施設、講演等に伴う育児室、デパートの育児ルーム等のほか、つどいの広場や預り保育、育児支援家庭訪問事業等のいわゆる子育て支援事業、家庭的保育やベビーシッター等の訪問在宅保育などが考えられる。ゆくゆくは、玩具店や子供服販売店等でも、保育士として保護者の相談に乗りつつ販売業務を展開することが望まれる。

^{vi} 介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会『これからの介護を支える人材について－新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて－』2006.7.5

^{vii} 筆者は、保育指導専門官として保育士資格保持者の配置がぜひとも必要と考えている。特に、平成18年度後半からは保育所保育指針の改訂や幼稚園教諭資格の更新制の導入に係る検討に伴う保育士養成のあり方等の検討が行われる予定となっており、この機会にぜひとも実現すべきと考えている。

^{viii} ここで「就学前保育」という用語について付言しておきたい。児童福祉法にいう「保育」は0歳から18歳までの児童の保育をさしている。したがって、就学前に限定する意味でこの用語を用いる。また、幼稚園において実施される業務は、学校教育法上「保育」と呼ばれている。通常、保

育所保育と幼稚園教育，すなわち就学前の保育を総称する場合には「就学前保育・教育」の用語が用いられることが多いが，現状では，「就学前保育」の用語が最も適切と考えられる。

^{ix} 保育指導原理の内容としては，1. 子ども・子育てとは何か，2. 現代社会と子どもの育ち・子育て，3. 子どもの発達と子育て，4. 保育，保育指導の原理，5. 子育て支援と保育指導，6. 保育指導の専門性と技術，7. 関連領域，専門職との連携，8. 保育士の責務と倫理といったものが考えられるであろう。今後，保育指導原理の確立が求められる。

引用・参考文献

- 1) 柏女霊峰 「『保育士会だより』 合本作成によせて－願いをひきついで－」 『保育士会だより101号～200号縮刷版』 全国社会福祉協議会・全国保育協議会 2005
- 2) 柏女霊峰 『次世代育成支援と保育』 全国社会福祉協議会 2005
- 3) 全国保母会 『保母会だより 縮刷版1963.10.1～1987.3.20』 全国保母会 1987
- 4) 柏女霊峰 『子育て支援と保育者の役割』 フレーベル館 2003
- 5) 柏女霊峰監修・全国保育士会編 『全国保育士会倫理綱領ガイドブック』 全国社会福祉協議会 2004
- 6) 柏女霊峰 「子育て支援の専門性の向上」 無藤隆・網野武博・神長美津子編著 『幼保一元化から考える幼稚園・保育所の経営ビジョン』 ぎょうせい 2005
- 7) 柏女霊峰 「保育の「今」と「これから」」 網野武博・無藤隆・増田まゆみ・柏女霊峰 『これからの保育者にもとめられること』 ひかりのくに社 2006
- 8) 柏女霊峰編 『市町村発子ども家庭福祉』 ミネルヴァ書房 2005
- 9) 全国保育士会 「保育士会だより」 第210号 全国社会福祉協議会・全国保育士会 2006
- 10) 柏女霊峰 『子ども家庭福祉・保育のあたらしい世界』 生活書院 2006

Making Provision for Certification of Child Care, Education & Guidance of Child Rearing and the Issues of Workers Having this Certification

Reiho KASHIWAME

This paper deliberates seven issues of certification of child care, education & guidance for child rearing which need to be discussed. This examination is on the basis of the background and the significance of making a provision for this certification.

Moreover, this paper comprehensively argues cases which should be improved, such as an establishment of the speciality of skills in guidance of child rearing, and a reformation of certification for workers of child care, education & guidance for child rearing, and so on.